

規 約

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この協議会は、大阪府公立学校管理職員協議会（略称：大管協）という。

(構 成)

第 2 条 この協議会は、大阪府公立学校の管理職員及び事務局管理職員をもって構成する。
但し、府市町村教育委員会指導主事等の管理職員を特別個人会員とすることができる。

(事務局)

第 3 条 この協議会の事務局を、大阪市天王寺区東高津町7番11号 大阪府教育会館内に置く。

(目 的)

第 4 条 この協議会は、会員相互の自覚と協力により、会員の社会的・経済的地位の向上及び勤務条件の維持改善を図るとともに、民主教育の健全なる発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 この協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
一 会員の身分、給与、その他の勤務条件に関すること。
二 会員の福利厚生並びに文化的生活向上に関すること。
三 他団体との提携協力に関すること。
四 その他本協議会の目的達成に必要なこと。

第2章 組 織

(支 部)

第 6 条 この協議会は、原則として郡市単位に支部をおき、各支部毎に支部長をおく。
2. 支部の準則は、別に定める。

(専門部)

第 7 条 この協議会は、必要に応じて専門部をおくことができる。

(特別委員会)

第 8 条 この協議会は、緊急または特別の問題について、すみやかに対応するため、特別委員会を設ける。
2. 特別委員会は、会計監査委員を除く役員の若干名をもって構成する。
3. 特別委員会は、上記の他、必要に応じて特別委員会の推薦により、委員を委嘱することができる。

(顧 問)

第 9 条 この協議会に、退会した会員より顧問を置くことができる。
2. 顧問は、歴代の会長、副会長、幹事長、事務局長等の役員より幹事会で決定し、定期大会または代議員会での承認を得て、就任する。
3. 顧問は、本協議会の発展と向上のため、相談に応じ助言をする。
4. 本人の申し出により、顧問を退くことができる。

第3章 会 員

(会員の権利、義務)

第10条 会員は、すべて平等に次の権利を有し、義務を負う。但し、特別個人会員は協議会のすべての運営に関わることはできない。それ以外の権利・義務につい

ては会員と同等とする。

一 権 利

- (1) 本協議会のすべての活動に参加し、また本協議会が獲得した一切の利益を受け
ること。
- (2) 本協議会のすべての問題について、本協議会の機関に対し意見を述べる
こと。
- (3) 正当な理由なく、除名あるいはその他の処分を受けないこと。
- (4) 会計の監査、会計帳簿の閲覧を要求すること。
- (5) 役員を選挙し、また選挙により役員に就任すること。

二 義 務

- (1) 規約及び大会議決事項に従うこと。
- (2) 会費、その他の決議による負担金を納入すること。

第4章 機 関

(機 関)

第11条 この協議会に次の機関をおく。

- 一 大 会
- 二 代議員会
- 三 幹事会
- 四 支部長会議

(大 会)

- 第12条 大会は、協議会の最高議決機関で、定期大会は通常毎年5月に開催する。
2. 臨時大会は、会員の3分の1以上、または代議員会の要求により開催する。ま
た、緊急の場合は、会長が開催を決めることができる。
 3. 大会は、会長が招集し、期日の5日前までに会員に通知しなければならない。
 4. 大会は、会員全員をもって構成する。
 5. 大会の議長は、会員の中よりその都度決める。

(大会の権限)

- 第13条 大会は、次のことを決める。
- 一 綱領、宣言及び規約に関すること。
 - 二 活動方針及び事業計画に関すること。
 - 三 予算、決算に関すること。
 - 四 他団体への加入、脱退及び他団体との連合、連携に関すること。
 - 五 協議会の解散に関すること。
 - 六 その他必要な事項。

(代議員会)

- 第14条 代議員会は、大会につぐ議決機関で、会長がこれを招集する。
2. 代議員会は、各支部より選出された代議員をもって構成する。代議員は支部ご
とに20名までは1名とし、10名を増すごとに1名を加える。端数は切り捨
てる。
 3. 議長は、代議員よりその都度決める。

(代議員会の任務)

- 第15条 代議員会は次のことを定める。
- 一 大会により委任された事項に関すること。
 - 二 大会に提出する議案に関すること。
 - 三 規程、細則の制定及び改廃に関すること。
 - 四 事務局に関すること。

- 五 臨時会費徴収に関すること。
- 六 会員の懲罰に関すること。
- 七 予算の款に属する流用に関すること。
- 八 寄付金に関すること。
- 九 特別委員会に関すること。
- 十 その他必要な事項。

(幹事会)

- 第16条 幹事会は、会計監査委員を除く役員で構成し、会長が招集して次のことを執行する。
- 一 議決機関で決定した事項に関すること。
 - 二 各種原案の作成及び企画に関すること。
 - 三 専門部の業務の分担に関すること。
 - 四 その他必要な事項。

(支部長会議)

- 第17条 支部長会議は、会長が招集して次のことを行う。
- 一 議決機関で決定した事項に関すること。
 - 二 その他機関運営に関すること。
- 第18条 以下の会議をおき、緊急事項等について協議する。
- 一 筆頭役員会議（会長、筆頭副会長、幹事長、筆頭副幹事長、事務局長）
 - 二 特別三役会議（会長、筆頭副会長、幹事長、事務局長）

(会議の成立と議決)

- 第19条 会議は、すべて構成員の2分の1以上をもって成立し、議決は規約に特記してあるものの他、出席者の過半数による。

第5章 役員

(役員)

- 第20条 この協議会に次の役員をおく。
- | | |
|---------|-----|
| 会 長 | 1 名 |
| 副 会 長 | 若干名 |
| 幹 事 長 | 1 名 |
| 副 幹 事 長 | 若干名 |
| 幹 事 | 若干名 |
| 会 計 委 員 | 2 名 |
| 会計監査委員 | 2 名 |

(役員を選出)

- 第21条 前条の役員は、大会において会員の直接無記名投票により選出する。
- 2. 年度の途中で欠員を生じた場合は、当該役職について会員の直接無記名投票により選出する。
 - 3. 前記に関する選挙規程は、別に定める。

(役員任期)

- 第22条 役員任期は、定期大会の日から次期定期大会の日までとする。ただし、再任を妨げない。欠員補充により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員任務)

- 第23条 役員任務は次の通りとする。
- 一 会長は、協議会を代表し、すべての業務を統轄する。

- 二 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその業務を代行する。
- 三 幹事長は、会長を補佐し、事務局を統轄する。
- 四 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長事故ある時はその業務を代行する。
- 五 幹事は、協議会の業務を分掌する。
- 六 会計委員は、会計事務を処理する。
- 七 会計監査委員は、会計の監査を行い、会員に報告する。

第6章 会 計

(経 費)

- 第24条 この協議会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。
- 2. 会費は、月額1,000円とする。
 - 3. 臨時会費等は大会又は代議員会の決議で決定する。

(会計年度)

- 第25条 この協議会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(会計報告)

- 第26条 会計委員は、毎年1回以上会計監査を受け、経理状況を全会員に報告しなければならない。

(会計規程)

- 第27条 会計に関する規程は、別に定める。

第7章 統制及び救援

(懲 罰)

- 第28条 会員で次の各号に該当する行為のあるものは、代議員会の承認を得て懲罰に付することができる。その内容は、除名または権利の停止とする。ただし、本人が不服の場合は大会に提訴することができる。
- 一 この協議会の規約または議決に違反する者。
 - 二 この協議会の統制を乱した者。
 - 三 この協議会に重大な不利益を与えた者。
 - 四 その他会員にふさわしくない行為をした者。

(救 援)

- 第29条 この協議会の活動により損害を被り、または犠牲になった者に対しては、救援または弔慰を行う。

(救援規程)

- 第30条 救援規程は、別に定める。

第8章 規約改正、解散及び他団体への加入、脱退

(規約改正)

- 第31条 この規約の改正については、大会において全会員の直接無記名投票により、全会員の過半数の同意を必要とする。

(解 散)

- 第32条 この協議会の解散並びに解散にともなう事項については、大会において全会員の直接無記名投票により、全会員の過半数の同意を得て成立する。

(他団体への加入、脱退)

- 第33条 この協議会の他団体への加入または脱退については、大会において全会員の

直接無記名投票により、全会員の過半数の同意を必要とする。

第9章 会員の加入、脱退

- 第34条 この協議会に加入しようとする者は、住所、勤務先、職名、氏名を明記し、入会金を添えて会長に申し込むことによって資格ができる。
- 第35条 この協議会を脱退しようとする者は、その理由を明記し会長に届けることによって資格を失う。また、会費納入の義務を果たさなかった者は、未納入の間の権利を失う。

第10章 雑 則

- 第36条 この規約について必要ある場合は、別に規程、細則を定める。

付 則

1. この規約は、昭和49年 3月 9日から施行する
2. この規約は、昭和49年 6月29日一部改正
3. この規約は、昭和50年6月28日一部改正。
4. この規約は、昭和58年6月4日一部改正。
5. この規約は、昭和59年6月2日一部改正。
6. この規約は、昭和60年6月1日一部改正。
7. この規約は、昭和62年5月9日一部改正。
8. この規約は、昭和63年5月11日一部改正。
9. この規約は、平成12年5月20日一部改正。 [第9条(顧問)挿入]
10. この規約は、平成13年5月25日一部改正。 [役職名改称(幹事長、副幹事長)]
11. この規約は、平成21年5月30日一部改正[組織改編]
12. この規約は、平成21年11月19日一部改正
平成22年 4月 1日から施行する
13. この規約は、平成27年5月23日一部改正
14. この規約は、令和元年6月2日一部改正